

定 款

特定非営利活動法人モグキッチン

特定非営利活動法人モグキッチン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人モグキッチンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市駅家町大字江良120番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に広島県福山市及び周辺地域の児童生徒に対して、食育及び見守りに関する事業を行い、その健全育成に寄与すること並びに地域のまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 生活困窮世帯の児童等への食育支援・見守り事業
 - ② 子どもの健全育成や交流イベント事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品の販売イベント事業
 - ② 農園経営事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を記した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人
 - (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは通知に指定された電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 職員の給与、勤務条件、その他必要な事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 光成博美

理事 高山和範

理事 柏田里美

監事 祐源英俊

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年4月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|
| (1) | 正会員(個人) | 入会金 | 5,000 円 | 年会費 | 6,000 円 |
| (2) | 正会員(団体) | 入会金 | 10,000 円 | 年会費 | 120,000 円 |
| (3) | 支援会員(個人) | 入会金 | 5,000 円 | 年会費 | 6,000 円 |
| (4) | 支援会員(団体) | 入会金 | 10,000 円 | 年会費 | 120,000 円 |

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

貧困は子どもに深刻な影響を与えます。17歳以下の子どもの貧困率は11.5%、とりわけひとり親家庭の子どもの貧困率は44.5%と高くなっているとの調査(2021年厚生労働省「国民生活基礎調査」)結果が示しているように、子どもの貧困がわが国における大きな問題となっており、貧困によって健康な身体を作り出すのに不可欠な食事が与えられない子どもたちが多く存在しています。

当地域(福山市)においても同様の問題は存在しており、現状の子ども食堂の活動等では、まだ十分に供給できていない状況にあります。

私たちは、このような十分に食事を摂れていない子どもたちに手作りで温かい食事を地域交流の場への提供を通して、共働き家庭の子どもたちなども含め孤食の解消や食育、ひいては健全育成に寄与する役割を担っていきます。

貧困により子どもたちに十分な食事が与えられないことを行政だけの問題とするのではなく、地域で改善する事柄として捉え、私たちの事業が、同じ思いの方々から広く賛同を得ることで、運営的にも安定し、活発化にも繋がり、さらに運営状況の公表等を通じることで、事業への信頼を得ることに繋がるため、法人化を目指すこととしました。

法人化に伴い、さらに、地域の人々、事業所、団体等にご理解、ご協力いただきながら、法人事業を定着させ、地域における課題に対して、効果的に対応していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

| | |
|-----------------|---|
| 令和5年11月頃～ | 子どもの貧困や孤食の問題について自身でできることはないかという思いから、子どもの食堂のボランティアや河佐峡食堂などの手伝いを行い現状を実体験した。 |
| 令和7年4月28日 以降 | 特定非営利活動法人の設立準備開始 福山市社会福祉協議会や福山市まちづくりサポートセンター等関連団体に設立趣旨を説明し設立相談しながら準備 |
| 令和7年8月30日 | 子ども食堂モグキッチンの第1回プレ開催 |
| 以降 | 令和8年3月まで経験と周知を蓄積するため月1回程度開催 |
| 令和8年3月11日 | 特定非営利活動法人モグキッチンの設立総会を開催 |

特定非営利活動法人モグキッチン

設立代表者

光 成 博 美

設立初年度事業計画書

(法人成立の日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人モグキッチン

1 事業実施の方針

様々な理由で十分に食事を摂れていない子どもたちに手作りで温かい食事を提供し、その健全育成に寄与することを目的とすることも食堂を実施し、ひとり親や共働き家庭の子どもたちなども含め孤食の解消や食育、地域交流の場としての役割も担っていきます。(年度当初は週2回程度とし、半年後を目途に毎日(平日)の実施を目指す)

法人設立初年度にあたり、法人としての継続的な活動を展開するために、法人の活動を積極的に発信し、法人の認知度及び信頼度を上げると共に、支援を求めている人、支援者を集める活動を積極的に行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載 した事業) | 事業内容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 受益対象者 の範囲及び 予定人数 | 事業費の 支出見込額 (単位：千円) |
|----------------------------------|--|--|--------------------------|------------------|--|--------------------------|
| ① 生活困窮世帯 の児童等への食育 支援・見守り事業 | こども食堂の実施 季節に因んだ献立 4月：桜 5月：こどもの日 7月：七夕 10月：ハロウィン 12月：クリスマス 1月：お正月 2月：バレンタイン 3月：おひな祭り | 毎週月曜日～ 金曜日のうち 2日間～5日間 15:00～19:00 | 福山市 駅家町 | 5人/日 | 駅家町 近郊の 児童生徒 及びその 親権者 20人/日 | 2,647 |
| ② 子どもの健全 育成や交流イベン ト事業 | 企業訪問(見学)によ る地域交流イベン トの開催 | 年2回 | 福山市 駅家町 近郊協 賛企業 | 2人/回 | 駅家町 近郊の 児童生徒 及びその 親権者 20人/日 | 0 |

(2) その他の事業

| 事業名 (定款に記載 した事業) | 事業内容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 事業費の 支出見込額 (単位：千円) |
|------------------------|------------|----------------|----------------|------------------|--------------------------|
| ① 物品の販売 イベント事業 | 地域行事への出店実施 | 随時 | 福山市 | 3人/回 | 10 |
| | マルシェ実施 | | | | |
| ② 農園運営事業 | 収穫野菜の加工販売 | 通年 | 福山市 | 3人 | 29 |

2027年度(第2期) 事業計画書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人モグキッチン

1 事業実施の方針

日常的な食事提供と体験型の食育活動を組み合わせることで、単なる食事支援にとどまらず、子どもが地域と関わりながら成長できる居場所づくりを行うものである。

地域の子もおよび、その家庭に対し、安心して食事ができる居場所を提供するとともに、畑での栽培・収穫体験や調理体験を通じて、食への関心を高め、地域とのつながりを育むことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 事業内容 | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 事業費の支出見込額 (単位：千円) |
|--------------------------|--|--|----------------------|----------|--|----------------------|
| ① 生活困窮世帯の児童等への食育支援・見守り事業 | こども食堂の実施 季節に因んだ献立 4月：桜 5月：こどもの日 7月：七夕 10月：ハロウィン 12月：クリスマス 1月：お正月 2月：バレンタイン 3月：おひな祭り | 毎週月曜日～ 金曜日のうち 5日間 15:00～19:00 | 福山市 駅家町 | 5人/日 | 駅家町 近郊の 児童生徒 及びその 親権者 20人/日 | 3,767 |
| ② 子どもの健全育成や交流イベント事業 | 企業訪問(見学)による地域交流イベントの開催 | 年2回 | 福山市 駅家町 近郊協賛企業 | 2人/回 | 駅家町 近郊の 児童生徒 及びその 親権者 20人/日 | 20 |

(2) その他の事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 事業内容 | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 事業費の支出見込額 (単位：千円) |
|--------------------|------------|--------|--------|----------|----------------------|
| ① 物品の販売イベント事業 | 地域行事への出店実施 | 年4回 | 福山市 | 3人/回 | 20 |
| | マルシェ実施 | 随時 | | | |
| ② 農園経営事業 | 収穫野菜の加工販売 | 通年 | 福山市 | 3人 | 79 |

設立当初の事業年度活動予算書
(法人成立の日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人モグキッチン
(単位：円)

| 科目 | 金額 | | | | | |
|----------------|------------------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|
| | 特定非営利活動に係る事業 (a) | | | その他の事業 (b) | | (a)+(b) |
| I 経常収益 | | | | | | |
| 1. 受取会費 | | | | | | |
| 正会員受取会費 | 1,300,000 | | | | | |
| 賛助会員受取会費 | 30,000 | | | | | |
| | | 1,330,000 | | | 0 | |
| 2. 受取寄附金 | | | | | | |
| 受取寄附金 | 486,000 | | | | | |
| 食材寄附(現物提供) | 648,000 | | | | | |
| 施設等受入評価益 | 550,000 | | | | | |
| | | 1,684,000 | | | 0 | |
| 3. 受入助成金等 | | | | | | |
| 受入民間助成金 | 200,000 | | | | | |
| | | 200,000 | | | 0 | |
| 4. 事業収益 | | | | | | |
| 食事販売事業収益 | 162,000 | | | | | |
| 地域行事出店事業収益 | | | | 50,000 | | |
| マルシェ事業収益 | | | | 50,000 | | |
| 農園経営事業収益 | | | | 30,000 | | |
| | | 162,000 | | | 130,000 | |
| 5. その他収益 | | | | | | |
| 受取利息 | 0 | | | 0 | | |
| 雑収益 | 0 | | | 0 | | |
| | | | | | | |
| 経常収益計(A) | | | 3,376,000 | | 130,000 | 3,506,000 |
| II 経常費用 | | | | | | |
| 1. 事業費 | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | |
| 給与手当 | 0 | | | | | |
| | | | | | | |
| 人件費計 | 0 | | | 0 | | |
| (2) その他経費 | | | | | | |
| 食事提供費 | 1,620,000 | | | | | |
| 旅費交通費 | 25,920 | | | | | |
| 施設等評価費用 | 550,000 | | | | | |
| 水道光熱費 | 121,500 | | | | | |
| 什器備品費 | 100,000 | | | | | |
| 消耗品費 | 220,000 | | | | | |
| 損害保険料 | 9,240 | | | | | |
| 減価償却費 | 0 | | | | | |
| 支払利息 | 0 | | | | | |
| その他事業費用 | | | | 39,000 | | |
| | | | | | | |
| その他経費計 | 2,646,660 | | | 39,000 | | |
| 事業費計 | | 2,646,660 | | 39,000 | 39,000 | |

| | | | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|--|---|--------|-----------|
| 2. 管理費 | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | |
| 役員報酬 | 0 | | | | | |
| 給与手当 | 330,000 | | | | | |
| | | | | | | |
| 人件費計 | 330,000 | | | 0 | | |
| (2) その他経費 | | | | | | |
| 会議費 | 22,000 | | | | | |
| 什器備品費 | 150,000 | | | | | |
| 消耗品費 | 22,000 | | | | | |
| 通信費 | 176,000 | | | | | |
| 宣伝広告料 | 55,000 | | | | | |
| 減価償却費 | 50,000 | | | | | |
| 支払利息 | 0 | | | | | |
| | | | | | | |
| その他経費計 | 475,000 | | | 0 | | |
| 管理費計 | 805,000 | | | 0 | | |
| 経常費用計(B) | | 3,451,660 | | | 39,000 | 3,490,660 |
| 当期経常増減額(A-B) | | -75,660 | | | 91,000 | 15,340 |
| III 経常外収益 | | | | | | |
| 1. 固定資産売却益 | 0 | | | 0 | | |
| | | | | | | |
| 経常外収益計(C) | | 0 | | | 0 | |
| IV 経常外費用 | | | | | | |
| 1. 過年度損益修正損 | 0 | | | 0 | | |
| | | | | | | |
| 経常外費用計(D) | | 0 | | | 0 | |
| ① 当期正味財産増減額 [(A-B)+(C-D)] | | -75,660 | | | 91,000 | 15,340 |
| ② 設立時正味財産額 | | 0 | | | 0 | 0 |
| 次期繰越正味財産額(①+②) | | -75,660 | | | 91,000 | 15,340 |

2027年度(第2期) 活動予算書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人モグキッチン

(単位：円)

| 科目 | 金額 | | | | | |
|------------|------------------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|
| | 特定非営利活動に係る事業 (a) | | | その他の事業 (b) | | |
| I 経常収益 | | | | | | |
| 1. 受取会費 | | | | | | |
| 正会員受取会費 | 1,300,000 | | | | | |
| 賛助会員受取会費 | 30,000 | | | | | |
| | | 1,330,000 | | | 0 | |
| 2. 受取寄附金 | | | | | | |
| 受取寄附金 | 910,000 | | | | | |
| 食材寄附(現物提供) | 1,040,000 | | | | | |
| 施設等受入評価益 | 600,000 | | | | | |
| | | 2,550,000 | | | 0 | |
| 3. 受入助成金等 | | | | | | |
| 受入民間助成金 | 400,000 | | | | | |
| | | 400,000 | | | 0 | |
| 4. 事業収益 | | | | | | |
| 食事販売事業収益 | 260,000 | | | | | |
| 地域行事出店事業収益 | | | | 200,000 | | |
| マルシェ事業収益 | | | | 100,000 | | |
| 農園経営事業収益 | | | | 30,000 | | |
| | | 260,000 | | | 330,000 | |
| 5. その他収益 | | | | | | |
| 受取利息 | 0 | | | 0 | | |
| 雑収益 | 0 | | | 0 | | |
| | | | | | | |
| 経常収益計(A) | | | 4,540,000 | | 330,000 | 4,870,000 |
| II 経常費用 | | | | | | |
| 1. 事業費 | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | |
| 給与手当 | 0 | | | | | |
| | | | | | | |
| 人件費計 | 0 | | | 0 | | |
| (2) その他経費 | | | | | | |
| 食事提供費 | 2,600,000 | | | | | |
| 旅費交通費 | 41,600 | | | | | |
| 施設等評価費用 | 600,000 | | | | | |
| 水道光熱費 | 195,000 | | | | | |
| 什器備品費 | 100,000 | | | | | |
| 消耗品費 | 240,000 | | | | | |
| 損害保険料 | 10,080 | | | | | |
| 減価償却費 | 0 | | | | | |
| 支払利息 | 0 | | | | | |
| その他事業費用 | | | | 99,000 | | |
| | | | | | | |
| その他経費計 | 3,786,680 | | | 99,000 | | |
| 事業費計 | | 3,786,680 | | | 99,000 | |

| | | | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|--|---|---------|-----------|
| 2. 管理費 | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | |
| 役員報酬 | 0 | | | | | |
| 給与手当 | 360,000 | | | | | |
| | | | | | | |
| 人件費計 | 360,000 | | | 0 | | |
| (2) その他経費 | | | | | | |
| 会議費 | 24,000 | | | | | |
| 什器備品費 | 150,000 | | | | | |
| 消耗品費 | 24,000 | | | | | |
| 通信費 | 192,000 | | | | | |
| 宣伝広告料 | 60,000 | | | | | |
| 減価償却費 | 50,000 | | | | | |
| 支払利息 | 0 | | | | | |
| | | | | | | |
| その他経費計 | 500,000 | | | 0 | | |
| 管理費計 | 860,000 | | | 0 | | |
| 経常費用計(B) | | 4,646,680 | | | 99,000 | 4,745,680 |
| 当期経常増減額(A-B) | | -106,680 | | | 231,000 | 124,320 |
| III 経常外収益 | | | | | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 | | | 0 | |
| | | | | | | |
| 経常外収益計(C) | | 0 | | | 0 | |
| IV 経常外費用 | | | | | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 | | | 0 | |
| | | | | | | |
| 経常外費用計(D) | | 0 | | | 0 | |
| ①当期正味財産増減額 [(A-B)+(C-D)] | | -106,680 | | | 231,000 | 124,320 |
| ②前期繰越正味財産額 | | | | | 15,340 | 15,340 |
| 次期繰越正味財産額(①+②) | | -106,680 | | | 246,340 | 139,660 |